

武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例

武蔵野市下水道条例（平成８年９月武蔵野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（排水設備の設計及び工事の施行等） 第7条 排水設備の新設等の工事は、市長の指定を受けた武蔵野市指定排水設備工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）でなければ施行してはならない。<u>ただし、市長が行う工事の施行は、この限りでない。</u> 2から5まで （略） （<u>指定工事事業者</u>の責務） 第7条の5 指定工事事業者は、下水道に関する法令その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事	（排水設備の設計及び工事の施行等） 第7条 排水設備の新設等の工事は、<u>次に掲げる工事を除き、</u>市長の指定を受けた武蔵野市指定排水設備工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）でなければ施行してはならない。 <u>(1) 市長が行う工事</u> <u>(2) 災害その他非常の場合において、市長が必要がある</u> <u>と認めるときは、市長以外</u> <u>の法第4条第1項に規定する公共下水道管理者の指</u> <u>定、承認その他これらに類</u> <u>する処分を受けた者（以下</u> <u>「その他指定事業者」とい</u> <u>う。）が行う工事</u> 2から5まで （略） （<u>指定工事事業者等</u>の責務） 第7条の5 指定工事事業者は、下水道に関する法令その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事	字句の追加 ただし書の削除 号の追加 号の追加 字句の改正

の施行にあたらなければならない。 (責任技術者の責務) 第7条の8 責任技術者は、下水道に関する法令その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理にあたらなければならない。	の施行にあたらなければならない。<u>第7条第1項第2号の規定によりその他指定事業者が排水設備の新設等の工事を施行するときも、同様とする。</u> (責任技術者等の責務) 第7条の8 責任技術者は、下水道に関する法令その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理にあたらなければならない。<u>その他指定事業者が排水設備の新設等の工事の施工に関する技術上の管理を行う者として置かれる者が、第7条第1項第2号の規定によりその他指定事業者が施行する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理を行うときも、同様とする。</u>	後段の追加 字句の改正 後段の追加
--	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事の適正な実施を図るため、当該工事の施行に係る規定を改めるものである。